

**【新設】(中間申告書の提出を要しない法人の還付請求)**

17-2-6 中間事業年度(災害(法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》に規定する災害をいう。以下この節において同じ。))のあった日から同日以後6月を経過する日までに終了するものに限る。)について、法第71条第1項ただし書《中間申告》又は第71条の2《中間申告書の提出を要しない場合》の規定により中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該中間事業年度において生じた災害損失欠損金額(法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この節において同じ。)について同項において準用する同条第1項の規定による災害損失の繰戻しによる法人税の還付を請求することができることに留意する。

**【解説】**

- 1 平成29年度税制改正により、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の対応の規定を常設化することとされ、法人税法においては、仮決算の中間申告による所得税額の還付制度や災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度が導入された(法72④、78①、80①⑤)
- 2 本通達では、法人が災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度を適用する場合の取扱いを明らかにしている。この取扱いは、平成23年4月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」が制定された際に公表した法令解釈通達の内容を基本通達として整理したものである。
- 3 災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度は、中間事業年度(災害のあった日から同日以後6月を経過する日までに終了するものに限る。)においても、還付請求を行うことができるが、前期基準額(前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額をいう。)が10万円以下である法人や国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定による申告期限の延長が認められた法人のように、そもそも中間申告書の提出が不要とされている法人が中間事業年度において還付請求ができるのかどうか疑義が生じる。  
この点、法人税法第71条第1項ただし書《中間申告》又は第71条の2《中間申告書の提出を要しない場合》の規定により、中間申告書の提出を要しないこととされている法人であっても、当該中間事業年度において生じた災害損失欠損金額については、災害損失の繰戻しによる法人税の還付を請求することができることを本通達において留意的に明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達(連基通20-2-6)を定めている。